

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十未満」を「百分の百二十五未満」に、「百分の百二十九・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

附則第三項中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改める。

第二条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「（第一号子を除く。）」を削る。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百三十二」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に改め、同項第三号中「百分の百一」を「百分の九十九・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十」に改める。

第二十八条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。